

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県公金取扱銀行等検査規則の一部を改正する規則	会 計 課
◎ 訓 令	所管課（室）名
○長崎県自動車運転士服務規程の一部改正	人 事 課
◎ 告 示	所管課（室）名
○長崎県企画部関係補助金等交付要綱の制定	政 策 調 整 課
○長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱の一部改正	産 業 政 策 課
・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生	漁 業 振 興 課
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
・道路の供用開始	〃
・公有水面埋立ての免許出願	港 湾 課
・証紙売りさばき人の指定の一部改正	会 計 課
・一般競争入札の参加者の資格等	物 品 管 理 室
◎ 公 告	所管課（室）名
・一般競争入札の実施	管 財 課
・土地改良区の役員の就任	農 村 整 備 課
・土地改良区の役員の就退任	〃
・土地改良区の定款変更の認可	〃
・管理規程変更の認可	〃
・換地処分	〃
・第50回採石業務管理者試験合格者	監 理 課
・一般競争入札の実施	物 品 管 理 室
◎ 教 育 長 訓 令	所管課（室）名
○長崎県教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正	総 務 課
◎ 公 安 委 員 会 告 示	所管課（室）名
・技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	運 転 免 許 管 理 課
・運転免許取得者教育の認定機関の変更の届出	〃
・指定講習機関の変更の届出	〃

規 則

長崎県公金取扱銀行等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年10月29日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第80号

長崎県公金取扱銀行等検査規則の一部を改正する規則

長崎県公金取扱銀行等検査規則（昭和40年長崎県規則第35号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削る。

様式第2号から様式第8号までの様式中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

訓 令

長崎県訓令第5号

本 庁
出先機関

長崎県自動車運転士服務規程（昭和42年長崎県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和3年10月29日

長崎県知事 中村 法道

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 9 条関係)

年 月

自動車運行記録 (日誌) 簿

法定 12 箇月点検 車検満了期限	年 月 日
車面番号	氏名

使用 日 曜	使用時間		運 行 (行 先) 状 況					メ ー タ			ガン リン (Q)	オイル ル (Q)	アイド リング ストップ 実施	運転 確認簿 チェック	日 常 点 検 チェック	備 考・摘 要 欄	
	時 分	時 分	行	先	使用課	使用者	泊	待機	その 他休	使用前							使用後
		小 計															

※ 各所属の個別事情により確認項目の追加が必要となる場合は、備考・摘要欄に項目を追加すること。

様式第2号 (第11条関係)

自動車の日常点検チェックリスト (普通車等) 1/2

年 月

車両番号	日付		点検箇所	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果		
	曜日																			
使用前メーター (km)																				
区分	点検箇所		点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果		
エンジン	1 エンジンオイル																			
エンジン	2 プレーキオイル																			
エンジン	3 ラジエーター冷却水																			
エンジン	4 バッテリー液																			
エンジン	5 ウィンド・ウォッシャー液																			
車のまわり	1 タイヤの空気状況 (自損)																			
車のまわり	2 タイヤの磨耗状況																			
車のまわり	3 ランプ類の点灯、点滅およびレンズの汚れ、損傷																			
運転席	1 プレーキ																			
運転席	2 メーターパネルシグナル																			
運転席	3 パーキングブレーキ・レバーの引きしろ																			
運転席	4 ウィンド・ウォッシャーの噴射状態																			
運転席	5 ワイパーの拭き取り状態																			
運転席	6 エンジンのかかり具合および騒音																			
日付・内容			日付・内容						日付・内容						日付・内容					
気付いた箇所			対 応						摘 要						日付・内容					

①～④の公用車については、「道路運送車両法」や「職員の県有自動車使用に関する要綱」などにより、1日1回、車を運行する前に点検しなければなりません(運行前日常点検)。

①運転士付き公用車 ②職島運転公用車 (リース車を含む。) ③事業用自動車 ④自家用の大型自動車 (大型バス、大型トラック)、中型自動車 (マイクロバス、中型トラック)、普通貨物自動車 (660cc以下を除く。)、大型特殊自動車

点検結果欄：良好・正常な場合は○、不足・異常がある場合は×を記入すること。
気付いた箇所、対応欄、摘要：気付いた日 (修繕 (改善) した) 日、箇所、事業所名、内容を記入すること。

自動車の日常点検チェックリスト（普通車等） 2 / 2

年 月

車両番号	使用前メーター (km)	日付		点検箇所	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果
		日付	曜日										
区分					点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果
エンジン	1 エンジンオイル												
エンジン	2 プレーキオイル												
エンジン	3 ラジエーター冷却水												
エンジン	4 バッテリー液												
エンジン	5 ウィンド・ウォッシャー液												
車のまわり	1 タイヤの空気状況 (目視)												
車のまわり	2 タイヤの磨耗状況												
車のまわり	3 ランプ類の点灯、点滅およびレンズの汚れ、損傷												
運転席	1 プレーキ												
運転席	2 メーターパネルシグナル												
運転席	3 パーキングブレーキ・レバーの引きしろ												
運転席	4 ウィンド・ウォッシャーの噴射状態												
運転席	5 ワイパーの拭き取り状態												
運転席	6 エンジンのかかり具合および異音												
気付いた箇所	日付・内容			対 応	日付・内容			摘 要	日付・内容				

①～④の公用車については、「道路運送車両法」や「職員の県有自動車使用に関する要綱」などにより、1日1回、車を運行する前に点検しなければなりません（運行前日常点検）。

①運転士付き公用車 ②職員運転公用車（リース車を含む。） ③事業用自動車

④自家用の大型自動車（大型バス、大型トラック）、中型自動車（マイクロバス、中型トラック）、普通貨物自動車（660cc以下を除く。）、大型特殊自動車

点検結果欄：良好・正常な場合は○、不足・異常がある場合は×を記入すること。

気付いた箇所、対応欄、摘要：気付いた日（修繕（改善）した）日、箇所、事業所名、内容を記入すること。

自動車の日常点検チェックリスト（大型車） 1/2

年 月

車両番号	使用前メーター (km)	点検箇所	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	日付	曜日	日付・内容	摘要		
エンジンルーム	原動機	1 冷却水の量 (※)																						
		2 ファン・ベルトの張り具合、損傷 (※)																						
		3 エンジンオイルの量 (※)																						
	灯火装置・方向指示器	1 点灯又は点滅具合、汚れ・損傷																						
		1 デイスク・ホイールの取付																						
車のまわり	2 空気圧																							
	3 亀裂・損傷																							
	4 異常磨耗																							
	5 溝の深さ (※)																							
	1 バッテリ液の量 (※)																							
運転席	エアタンク	1 凝水																						
		1 踏みしろ及び効き																						
		2 ブレーキ液の量																						
		3 空気圧力																						
		4 ハルブからの排気音																						
原動機	ワイズドワゴン及びワイバー	5 駐車ブレーキ・レバーの引きしろ																						
		1 ウォッシュ液量及び噴射状態 (※)																						
		2 ワイバーの払拭状態 (※)																						
		1 かかり具合・異常 (※)																						
		2 低速及び加速の状態 (※)																						
運行において異常が認められた箇所																								
処置																								

①～④の公用車については、「道路運送車両法」や「職員の有償自動車使用に関する要綱」などにより、1日1回、車を運行する前に点検しなければなりません（運行前日常点検）。

①運転士付き公用車 ②脚車運転公用車（リース車を含む。） ③乗用自動車
④自家用の大型自動車（大型バス、大型トラック）、中型自動車（マイクロバス、中型トラック）、普通貨物自動車（660cc以下を除く。）、大型特殊自動車

(※)印の点検は、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行なうことで足りる。
点検結果欄：良好・正常な場合は○、不足・不良・異常がある場合は×を記入すること。
処置欄、摘要欄：日付・内容を記入すること。

自動車の日常点検チェックリスト（大型車） 2/2

年 月

車両番号	日付		点検箇所	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果	点検結果		
	曜日																				
使用前メーター (km)																					
エンジン ランプ システム	原動機	1 冷却水の量 (※)																			
		2 ファン・ベルトの張りの具合、損傷 (※)																			
		3 エンジンオイルの量 (※)																			
	灯火装置・ 方向指示器	1 点検又は点検具合、汚れ・損傷																			
		1 ティスク・ホイールの取付																			
車の まわり	空気圧	2 空気圧																			
		3 亀裂・損傷																			
	異常磨耗	4 異常磨耗																			
		5 溝の深さ (※)																			
		1 ハッチェリ液の量 (※)																			
エアタンク	1 凝水																				
	ブレーキ	1 踏みしろ及び効き																			
		2 ブレーキ液の量																			
		3 空気圧力																			
運転席	1/2/3/4 ハンドルからの排気音	5 駐車ブレーキ・レバーの引きしろ																			
		1 ウォッシャー液量及び噴射状態 (※)																			
		2 フロントガラスの曇り状態 (※)																			
		1 かかり具合・異音 (※)																			
	2 低速及び加速の状態 (※)																				
運行において異常が認められた箇所																					
日付・内容																				日付・内容	
処置																				摘要	

①～④の公用車については、「道路運送車両法」や「職員の乗用自動車使用に関する要綱」などにより、1日1回、車を運行する前に点検しなければなりません（運行前日常点検）。

①運転士付き公用車 ②職員運転公用車（リース車を含む。） ③事業用自動車
④自家用の大型自動車（大型バス、大型トラック）、中型自動車（マイクロバス、中型トラック）、普通貨物自動車（660cc以下を除く。）、大型特殊自動車

(※)印の点検は、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行なうことで足りる。
点検結果欄：良好・正常な場合は○、不良・異常がある場合は×を記入すること。
処置欄、摘要欄：日付・内容を記入すること。

附 則

この訓令は、令和3年11月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第716号

長崎県企画部関係補助金等交付要綱を次のように定める。

令和3年10月29日

長崎県知事 中村 法道

長崎県企画部関係補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 企画部の所管に係る補助金等の交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金等の名称等)

第2条 規則第3条の補助金等の名称、目的及び率又は額並びに補助事業等の内容は、別表のとおりとする。

(申請書の提出時期等)

第3条 規則第4条の交付申請書を提出することができる時期は、別に定める期日までとする。

2 補助金等の交付の申請をしようとする者は、その申請時に仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(申請の取下げのできる期限)

第4条 規則第8条第1項の申請の取下げをすることができる期日は、補助金等の交付の決定の通知を受けた日から20日を経過した日とする。

(状況報告等)

第5条 補助事業者等は、規則第11条第1項の補助事業等の遂行の状況については、実施状況報告書により報告しなければならない。ただし、知事が必要でないとき、この限りでない。

2 前項の実施状況報告書の提出期限等については、別に定める。

3 第1項の場合において、第7条第2項の概算払請求書を提出したときは、当該書類をもって、実施状況報告書に代えることができる。

4 規則第11条第2項第1号の軽微な変更は、別に定める場合を除き、次のとおりとする。ただし、補助額の変更を伴わないものに限る。

(1) 補助目的の達成に何らの支障がないと認められる経費の配分の変更

(2) 対象経費の総額が2割を超えない範囲内での増減

(実績報告等)

第6条 規則第13条第1項の実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、知事が必要でないとき認められるものについては、これを省略することができる。

(1) 事業報告書

(2) 収支精算書

(3) その他知事が必要と認める書類

2 規則第13条第1項の実績報告書の提出期限は、別に定める場合を除き、事業の完了した日から30日を経過した日（同項後段の場合には、翌年度の4月10日）とする。

3 第3条第2項ただし書の規定により補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出する場合において、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、この金額を補助金等の額から減額して知事に報告しなければならない。

4 補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額（減額して申請又は報告した場合にあつ

ては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額)を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。

(補助金等の交付)

第7条 規則第16条第1項の交付請求書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、知事が必要でないことを認めるものについては、これを省略することができる。

- (1) 請求内訳書
- (2) 出来高調書
- (3) 事業の実施における契約書の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 補助金等は、概算払又は前金払の方法により交付することができる。この場合において、規則第16条第2項において準用する同条第1項の概算払又は前金払に必要な書類は、概算払(前金払)請求書のほか前項各号に掲げる書類と同様とする。

(財産の処分の制限等)

第8条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 規則第20条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている財産については同省令に定められている耐用年数に相当する期間とする。ただし、これにより難しいときは、別に定めるところによる。

3 規則第20条第2号の機械及び重要な器具は、別に定める場合を除き、取得財産等のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が、50万円以上の機械及び器具とする。

4 知事は、補助事業者が規則第20条の規定による承認を得て取得財産等を処分したことにより収入があったと認められるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(交付手続の特例)

第9条 補助金等の交付については、規則第21条の規定により、規則第16条第1項に規定する交付請求書の提出を省略することができる。

(帳簿の整備等)

第10条 補助金等の交付を受けた者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、これを当該事業の完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付申請書等の添付書類その他の補助金等の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年度の予算に係る補助金等から適用する。

別表(第2条関係)

次世代情報化推進室関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県情報通信格差是正事業費補助金	地域間の情報通信格差の是正を推進する。	携帯電話等エリア整備事業に要する経費	別に定める補助対象経費の2分の1に相当する額(エリア内の世帯数が100未満の場合にあっては、3分の2に相当する額)	市町
2	Society5.0加速化補助金	Society5.0の実現を目指すため、ICT等を活用して、県内の各地域に顕在化する課題の解決に向けた取組を支援する。	ICT等を活用して、県内の各地域に顕在化する課題を解決するシステム、サービス等の開発に向けた実証実験に要する経費	別に定める補助対象経費の2分の1以内かつ500万円以内	市町及び別に定める要件をすべて満たす事業者

長崎県告示第717号

長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）の一部を次のように改正し、令和3年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和3年10月29日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 産業政策課関係						別表（第2条関係） 産業政策課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～9 略						1～9 略					
10	長崎県事業継続支援給付金補助金	県下全域への新型コロナウイルス感染症特別警戒警報及び緊急事態宣言の発令並びに長崎市・佐世保市へのまん延防止等重点措置の適用に伴い、売上が大幅に減少した事業者の事業継続を図る。	営業時間短縮要請等の影響で売上が大幅に減少した事業者への給付金の交付に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	市町						

長崎県告示第718号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年10月29日

長崎県知事 中村 法道

加入区

上対馬町加入区

長崎県告示第719号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年10月29日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路線名 大浦比田勝線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市上対馬町大浦字千ノ浜原815番1地先から 対馬市上対馬町大浦字千ノ浜原815番1地先まで	前	7.5~23.6	223.7	
	後	10.8~33.3	223.7	

長崎県告示第720号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年10月29日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 上岳宮ノ浦線	西海市西彼町中山郷字迎ノ後524番1地先から 西海市西彼町中山郷字迎ノ後529番1地先まで	令和3年10月29日

長崎県告示第721号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があった。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年10月29日

多比良港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 中村 法道

1 出願事項

(1) 出願の年月日 令和3年10月1日

(2) 出願人の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

名 称 長崎県

所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号

代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道

代表者の住所 長崎県長崎市尾上町3番1号

(3) 埋立区域

ア 位置

(一) 1区

長崎県雲仙市国見町多比良甲字栗谷川103番3に隣接する堤防から字惣田148番29を経て多比良乙字松下1番1に隣接する地先公有水面及び字町下200番41に隣接する国道に隣接する堤防の地先公有水面

(二) 2区

長崎県雲仙市国見町多比良乙字町下200番1に隣接する堤防から字道下426番に隣接する堤防に至る地先公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

1,572.03平方メートル

(4) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

長崎県雲仙市国見町多比良甲字栗谷川103番3に隣接する堤防、104番1に隣接する市道、135番2、103

番11から135番2に至り隣接する国道、字惣田136番に隣接する里道、136番、136番に隣接する水路、137番1、137番2、141番11、141番5、141番9、142番8、142番3、142番2、142番9、142番6、148番28、148番27、148番20、148番20に隣接する里道、148番29、148番16、148番18、148番19、148番19に隣接する里道、148番15、148番24、148番23、148番22、148番8、148番25、148番1、148番10、148番9、148番14、136番から148番14に至り隣接する国道、多比良乙字松下1番1、1番39に隣接する里道、1番39、1番40、1番35、1番41、1番44、1番36、1番45、1番46、1番42、1番37、1番43、1番38、1番47、1番48、1番49、1番50、1番18、1番6、1番1に隣接する導流堤、字町下200番14、200番41、200番41に隣接する里道、200番54、200番38、200番39、200番44、200番45、200番46、200番35、200番2、200番34、200番56、200番33、200番55、200番57、200番32、200番51、200番31、200番41に隣接する国道に隣接する河川、200番41に隣接する国道に隣接する堤防、200番73に隣接する無番地、200番73、200番70、200番69、200番68、200番71、200番67、200番66、200番65、200番64、200番63、200番62、200番61、200番60、200番59、200番58、200番72、200番48、200番48に隣接する水路、200番1、200番27、200番50、200番43、200番53、200番1に隣接する堤防、200番41から200番56に至り隣接する国道、字道下424番17、424番16、424番15、424番14、427番7、426番に隣接する堤防、424番17から427番7に至り隣接する国道及び426番の各地内並びに多比良甲字栗谷川103番3に隣接する堤防から字道下426番に隣接する堤防に至る地先公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

40,926.56平方メートル

(5) 埋立地の用途

道路用地

2 縦覧の場所及び期間

(1) 縦覧の場所

ア 長崎県長崎市尾上町3番1号

長崎県土木部港湾課

イ 長崎県島原市城内1丁目1205番

長崎県島原振興局

ウ 長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地

雲仙市役所

(2) 縦覧の期間

告示の日から起算して3週間

長崎県告示第722号

証紙売りさばき人の指定（昭和41年長崎県告示第752号）の一部を次のように改正し、令和3年10月29日から適用する。

令和3年10月29日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
No.	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき所の 所在地	所在市 町村名	No.	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき所の 所在地	所在市 町村名
1～30の3 略					1～30の3 略				
30 の 4	削除				30 の 4	株式会社 寿 楽	大村市杭 出津2丁 目1266番 地	大村市玖島1丁 目25番地 大村市役所内	大村市
30の5～84 略					30の5～84 略				

長崎県告示第723号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和3年10月29日

長崎県知事 中村 法道

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

3 入札第131号 コンピューターネットワーク 1式

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和3年11月12日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

【注】上記「ウ」「エ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありませぬ。」の記載があるもの。

○国税：「徴収猶予許可通知書」

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2881

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のイからロまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

一般競争入札の実施（公告）

物品の調達について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年10月29日

長崎県知事 中村 法道

1 競争入札に付する事項

(1) 購入件名及び数量

- ① 長崎県長崎地区で使用する電力
予定契約電力 2,852kW、予定使用電力量 6,685,800kWh
- ② 長崎県県北地区で使用する電力
予定契約電力 949kW、予定使用電力量 1,720,900kWh
- ③ 長崎県県央・島原地区で使用する電力
予定契約電力 1,378kW、予定使用電力量 3,286,600kWh
- ④ 長崎県庁舎で使用する電力
予定契約電力 2,300kW 予定使用電力量 8,331,800kWh
- ⑤ 長崎県五島地区で使用する電力
予定契約電力 335kW 予定使用電力量 467,400kWh

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 使用期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 需要場所

長崎県が所管する施設（入札説明書による。）

(5) 入札の方法

ア 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、入札説明書にて提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。併せて、この算出の内訳となる電気料金総額内訳書を別途で添付すること。

※ 入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は考慮しないこととする。

イ 落札の決定は、入札書に記載した電気料金の総額によって行う。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号いずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) この公告に定める開札日時時点で、電力調達の契約に係る競争入札の参加者の資格等（平成26年長崎県告示第55号）に定める資格を得ていること。
- (4) この公告に定める開札日時時点で、長崎県電力の調達に係る環境配慮方針（令和3年10月18日改定）に基づく資格を得ていること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) この公告の日から10の開札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (7) この公告の日から10の開札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

(1) 前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県総務部管財課(施設班)

(電話) 095-824-1111(内線3000)

(提出期限) 令和3年11月26日(金) 午後5時まで

(提出方法) 直接又は郵便(書留郵便により提出期限内必着のこと。)で行うこと。

(2) 前記2の(4)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、「長崎県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」に必要事項を記入の上、次の提出場所へ提出すること。

報告書の入手場所、提出場所及び問合せ先

(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県県民生活環境部地域環境課

(電話) 095-895-2512

(提出期限) 令和3年11月26日(金) 午後5時まで

(提出方法) 直接又は郵便(書留郵便により提出期限内必着のこと。)で行うこと。

4 入札参加条件

当該施設の電力需要に対して供給可能であること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称

(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県総務部管財課(施設班)

(電話) 095-824-1111(内線3000)

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

(期間) この公告の日から令和3年11月26日(金)までの間(県の休日を除く。)

(場所) 5の部局等とする。なお、長崎県ホームページからも入手することができる。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限等

(1)提出場所 5の部局等とする。

(2)受領期限 令和3年12月9日(木) 午後5時まで

(3)提出方法 直接又は郵便(書留郵便により受領期限内必着のこと。)で行うこと。

10 開札の日時及び場所

(開札日時) 令和3年12月10日(金)

購入件名	開始時間
① 長崎県長崎地区で使用する電力	13:30
② 長崎県県北地区で使用する電力	13:50
③ 長崎県県央・島原地区で使用する電力	14:10
④ 長崎県庁舎で使用する電力	14:30
⑤ 長崎県五島地区で使用する電力	14:50

(開札場所) 長崎市尾上町3-1 長崎県庁(行政棟) 3階共用会議室 302会議室

代理人が開札に立ち会う場合は、開札日当日に委任状を提出すること。開札当日が悪天候(大雨、雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局等に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 免除する。

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印している印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印している印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (11) 誤字、脱字、電気料金総額内訳書の違算等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、総額が最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、単価契約とする。
- (3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (4) 調達手続の停止等
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - ① Electricity to use in Nagasaki Prefectural facilities(Nagasaki area)
Contract:2,852kW, Estimated volume of electricity: 6,685,800kWh.
 - ② Electricity to use in Nagasaki Prefectural facilities.(Kenhoku area).
Contract: 949kW, Estimated volume of electricity: 1,720,900kWh.
 - ③ Electricity to use in Nagasaki Prefectural facilities.(Kenou・Shimabara area).
Contract: 1,378kW, Estimated volume of electricity: 3,286,600kWh.
 - ④ Electricity to use in Nagasaki Prefectural Office Buildings
Contract: 2,300kW, Estimated volume of electricity: 8,331,800kWh.
 - ⑤ Electricity to use in Nagasaki Prefectural facilities.(Gotou area).
Contract: 335kW, Estimated volume of electricity: 467,400kWh.
- (2) Period of supply:

From 1 April 2022 through 31 March 2023

(3) Place of supply:

- ① Nagasaki Prefectural facilities in Nagasaki area
- ② Nagasaki Prefectural facilities in Kenhoku area
- ③ Nagasaki Prefectural facilities in Kenou・shimabara area
- ④ 3-1 Onoue-machi, Nagasaki City, Nagasaki Prefectural Office Buildings.
- ⑤ Nagasaki Prefectural facilities in Gotou area

(4) Time-limit for tenders: 5:00 p.m. 9 December 2021

(5) Date and time for the opening of tenders:

- ① Nagasaki area: 1:30 p.m. 10 December 2021
- ② Kenhoku area: 1:50 p.m. 10 December 2021
- ③ Kenou・Shimabara area: 2:10 p.m. 10 December 2021
- ④ Nagasaki Prefectural Office Buildings : 2 : 30 p.m. 10 December 2021
- ⑤ Gotou area: 2:50 p.m. 10 December 2021

(6) Contact point for the notice:

Public Property Management Division
 General Affairs Department
 Nagasaki Prefectural Government
 3-1 Onoue-machi, Nagasaki City, 850-8570, JAPAN
 Tel.095-824-1111 Ext.3000.

土地改良区の役員の就任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、佐須土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があった。

令和3年10月29日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所
伊 原 徹	対馬市厳原町小茂田109

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、芦辺土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和3年10月29日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
白 川 永 利	壱岐市芦辺町中野郷本村触492番地	白 川 永 利	壱岐市芦辺町中野郷本村触492番地
西 村 善 明	壱岐市芦辺町諸吉仲触894番地	西 村 善 明	壱岐市芦辺町諸吉仲触894番地
梅 山 政 博	壱岐市芦辺町諸吉本村触1125番	梅 山 政 博	壱岐市芦辺町諸吉本村触1125番

清 川 正 博	壱岐市芦辺町諸吉東触817番地	清 川 正 博	壱岐市芦辺町諸吉東触817番地
白 川 健 壽	壱岐市芦辺町中野郷西触588番地	白 川 健 壽	壱岐市芦辺町中野郷西触588番地
米 倉 寛 実	壱岐市芦辺町中野郷東触1479番地	米 倉 寛 実	壱岐市芦辺町中野郷東触1479番地
江 川 漣	壱岐市芦辺町国分本村触473番地 2	江 川 漣	壱岐市芦辺町国分本村触450番地 1
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
白 川 厚 司	壱岐市芦辺町中野郷本村触459番地	白 川 厚 司	壱岐市芦辺町中野郷本村触459番地
岡 田 高 明	壱岐市芦辺町諸吉二亦触207番地	山 本 善 勝	壱岐市芦辺町諸吉南触814番地

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年6月30日総会議決）を認可した。

令和3年10月29日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 三井楽土地改良区
認可年月日 令和3年10月20日

管理規程変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、三井楽土地改良区の川原ダム管理規程の変更を認可した。

令和3年10月29日

長崎県知事 中村 法道

- 1 認可日 令和3年10月21日
- 2 管理規程の概要
 - (1) ダムの名称 川原ダム
 - (2) 総貯水量 763,000m³
 - (3) 管理主体 三井楽土地改良区
 - (4) 管理規程に記載されている主な事項
 - ア. ダムの諸元等に関する事項
 - イ. 貯水、取水または放流に関する事項
 - ウ. ゲートの操作に関する事項
 - エ. 点検および整備に関する事項
 - オ. 緊急事態における措置に関する事項
 - カ. 観測及び調査に関する事項
 - キ. その他必要な事項
- 3 管理規程の備付場所
三井楽土地改良区（五島市福江町13番7号）

換地処分（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、諏訪地区に係る換地処分をした。

令和3年10月29日

長崎県知事 中村 法道

第50回採石業務管理者試験合格者（公告）

令和3年10月8日に実施した標記試験に合格した者の受験番号は下記のとおりであったので公告する。

令和3年10月29日

長崎県知事 中村 法道

1. 合格者受験番号

4番、6番、13番、14番、15番

以上 5名

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年10月29日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

3入札第131号 コンピューターネットワーク 1式

(2) 購入物品の特質等

仕様書による。

(3) 納入期限

令和4年3月18日

(4) 納入場所及び条件

①納入場所 長崎県立佐世保工業高等学校3号館3F 土木製図実習室
(佐世保市瀬戸越3-3-30)

②条 件 仕様書のとおり

(5) 今後調達が予定される物品、数量及び入札公告予定時期

高性能PC端末 1式 令和3年11月12日頃

(6) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。

(4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

- 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
(名称) 長崎県出納局物品管理室
(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1
(電話) 095-895-2881
(提出期限) 令和3年11月12日 17時00分
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1
(名称) 長崎県出納局物品管理室
(電話) 095-895-2881
- 5 契約条項を示す場所
4の部局等とする。
- 6 入札説明書の交付方法
長崎県出納局物品管理室ホームページ上 (<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>) において、掲載する。
- 7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限
入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。一般競争入札参加申請書には登録番号を必ず記載すること。
(提出場所) 長崎県出納局物品管理室
(提出期限) 令和3年11月30日 17時00分
- 8 同等品承認願の提出場所及び提出期限
(提出場所) 長崎県出納局物品管理室
(提出期限) 令和3年11月19日 17時00分
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨
日本語及び日本国通貨
- 10 入札の場所及び期日等
(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室
(期日) 令和3年12月1日10時00分
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
(郵送による場合の入札書の受領期限等)
(受領期限) 令和3年11月30日 17時00分(必着)
(提出先) 長崎県出納局物品管理室
(その他) 郵送による場合は一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。
- 11 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
免除する。
(2) 契約保証金
契約金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 13 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはでき

ない。なお、(7)及び(15)から(19)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書が所定の日時までには到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
- (11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (14) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (16) 代理人が入札したとき。
- (17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (19) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Computer Network System,1 set
- (2) Delivery period:
18 March,2022
- (3) Delivery place:
3-3-30 Setogoe, Sasebo City, Building No.3 3rd floor,
Civil Engineering Drafting Practice Room,

Nagasaki Prefectural Sasebo Technical High School

- (4) Time-limit for tender by registered mail :
5:00 p.m. November 30, 2021
- (5) Date and time for the opening of tenders:
10:00 a.m. December 1, 2021
- (6) Point of Contact:
Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL 095-895-2881

教 育 長 訓 令

長崎県教育長訓令第2号

県立学校

長崎県教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程（平成元年長崎県教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年10月29日

長崎県教育委員会教育長 平田 修三

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(委任事務) 第3条 次に掲げる事項は、校長に委任する。 (1)～(13) 略 (14) <u>電柱類、地下埋設物、自動販売機等、公職選挙法(昭和25年法律第100号)に定める投票所及びポスター掲示場の設置に係る公有財産の使用許可、使用料の減免、光熱水費等の軽減又は無償及び使用許可の取消し並びに貸付けに関すること。</u> (15)～(16) 略	(委任事務) 第3条 次に掲げる事項は、校長に委任する。 (1)～(13) 略 (14) 電柱、埋設物、自動販売機等の設置に係る公有財産の使用許可、使用料の減免及び使用許可の取消し並びに貸付けに関すること。 (15)～(16) 略

附 則

この訓令は、令和3年10月29日から施行する。

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第36号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イ並びに技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条及び第10条の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を実施するので、規則第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のように公示する。

令和3年10月29日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

1 審査の種類

- (1) 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、^{けん}牽引、大型二種、中型二種、普通二種）
- (2) 教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、^{けん}牽引、大型二種、中型二種、普通二種）

2 受審資格

- (1) 技能検定員審査

法第99条の2第4項第2号に規定する者

(2) 教習指導員審査

法第99条の3第4項第2号に規定する者

3 審査の実施日時

令和3年11月30日（火）から同年12月3日（金）までの午前9時から午後5時まで

4 審査の実施場所

長崎県大村市古賀島町533番地5 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場

5 審査の申請

(1) 必要書類等

ア 審査申請書 1通

イ 審査の種類に応じ、次のものを提示すること。

㍑ 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、^{けん}牽引）、教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、^{けん}牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証

㍑ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）

㍑ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）

㍑ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）

㍑ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）

㍑ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）

㍑ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）

ウ 規則第17条に定める審査細目の一部免除の適用を受ける者については、当該適用を受けることを証する書面

(2) 審査手数料

ア 技能検定員

㍑ 大型免許・中型免許・準中型免許 23,400円

㍑ 普通免許 19,500円

㍑ 第二種免許 21,500円

㍑ その他の免許 14,700円

イ 教習指導員

㍑ 大型免許・中型免許・準中型免許 14,550円

㍑ 普通免許 11,850円

㍑ 第二種免許 12,450円

㍑ その他の免許 9,650円

※ 審査細目の一部を免除される場合は、上記額から一定の手数料を減額する。

(3) 申請書類等の提出先

長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場教習係

6 審査申請書の受理期間

公示日から令和3年11月12日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）とする。

7 審査の細目

審査の細目は、別表のとおりとする。

8 その他

(1) 審査で使用する車両については、各自用意するものとする。

(2) 公安委員会は、審査に合格した者に対して審査合格証明書を交付するものとする。

(3) 詳細については、長崎県警察本部交通部運転免許管理課に問い合わせること。

連絡先 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場教習係

郵便番号 856-0817

所在地 長崎県大村市古賀島町533番地5

電話番号 0957-53-2128

別表

区 分 種 類	免 種	審 査 細 目
技 能 検 定 員	第 一 種	1 技能検定に関する技能 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能 (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 2 技能検定に関する知識 (1) 法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項 (2) 自動車教習所に関する法令についての知識 (3) 技能検定の実施に関する知識 (4) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
	第 二 種	1 技能検定に関する技能 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能 (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 2 技能検定に関する知識 (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業（以下「自動車運転代行業」という。）に関する法令についての知識 (2) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
教 習 指 導 員	第 一 種	1 教習に関する技能 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (2) 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能 (3) 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能 2 教習に関する知識 (1) 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 (2) 自動車教習所に関する法令についての知識 (3) 教習指導員として必要な教育についての知識
	第 二 種	1 教習に関する技能 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (2) 技能教習に必要な教習の技能 2 教習に関する知識 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識

長崎県公安委員会告示第37号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、指定を受けた者から次のとおり変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

令和3年10月29日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

番号	名称及び住所並びに代表者の氏名		認定教育に使用する施設の名称及び所在地
	変更後	変更前	
1	・株式会社共立自動車学校 ・佐世保市椎木町320番地	・株式会社共立自動車学校 ・佐世保市椎木町320番地	・共立自動車学校・日野 ・佐世保市椎木町320番地

2	・長島 正太郎	・長島 正	・上五島地区自動車教習所 ・南松浦郡新上五島町七目郷910番地5
	変更後 ・一般社団法人上五島地区交通安全協会 ・南松浦郡新上五島町有川郷733番地2 ・中山 貞義	変更前 ・一般社団法人上五島地区交通安全協会 ・南松浦郡新上五島町有川郷733番地2 ・林 育久	

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

長崎県公安委員会告示第38号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定を受けた者から次のとおり変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

令和3年10月29日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

名称及び住所並びに代表者の氏名		特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地
変更後	変更前	
・株式会社共立自動車学校 ・佐世保市椎木町320番地 ・長島 正太郎	・株式会社共立自動車学校 ・佐世保市椎木町320番地 ・長島 正	・共立自動車学校・日野 ・佐世保市椎木町320番地

電話代表
直通表
(八二四)
二二二
二二四

印刷所

長崎県
長崎市
権島町八番十二号

株式会社
クイック
プリン
田宏
弥ト